

## © COP18

### COP18とは

『COP』はConference of the Partiesの略で“締約国会議”を表しており、国際条約加盟国の最高意志決定機関として設置されるものである。特に1992年国連において採択された『気候変動に関する国際連合枠組条約』に基づき、1995年から毎年開催されている気候変動枠組条約締約国会議の名称として『COP』は広く定着している。

2012年には、通算18回目の締約国会議（COP18）がカタール・ドーハにて、11月26日から12月8日まで開催された。

### 京都議定書について（COP3）

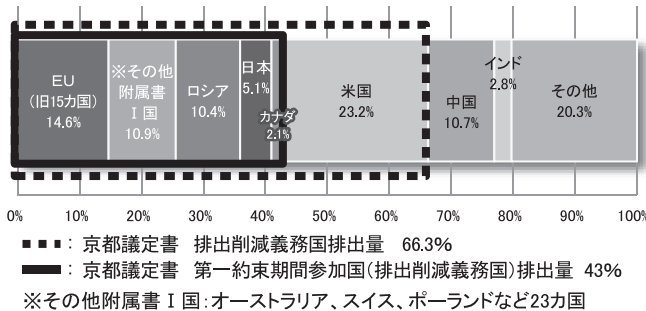
1997年に京都で開催されたCOP3では、日本がリーダーシップをとり先進国に法的拘束力のある削減目標（2008～2012年（第一約束期間）の5年間で1990年に比べて、平均で日本-6%、米国-7%、EU-8%等）を明確に規定した『京都議定書』を合意することに成功し、世界全体での温室効果ガスの排出削減の大きな一歩を踏み出すこととなった。

その後、2001年のCOP7までに、具体的な国際的運用ルールや法的文書の調整が行われ、日本は2002年に京都議定書を批准した。

京都議定書は、1990年時点で、世界最大の温室効果ガス排出国であった米国が2001年に京都議定書から離脱したが、排出量が多いロシアの批准により議定書の発効要件を満たし、2005年に発効された。

なお、削減目標を達成できなかった場合には、次の約束期間においてさらに困難な排出削減に取り組むことになる。環境省が2012年12月に公表した資料によれば、日本の排出量は2008～2011年度の4カ年平均で、1990年比-9.2%となっている。

1990年のエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量



### COP18について

COP18では、全ての国が参加して温室効果ガス削減を進める2020年以降の新たな枠組み作りに向けた作業

計画や京都議定書を8年間延長する改正案などを盛り込んだ「ドーハ気候ゲートウェイ（Doha Climate Gateway）」が採択された。

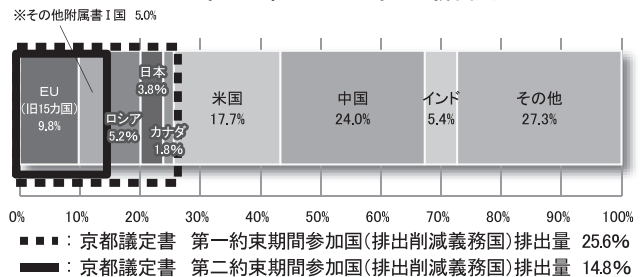
これにより、京都議定書は2020年まで8年間延長（第二約束期間）され、温室効果ガスの排出に対する法的拘束力がなくなる空白期間が生じることを防ぐこととなった。ただし、日本は全ての国が参加しない京都議定書は公平性、実効性に問題を抱えているという観点から第二約束期間には参加せず、独自の削減を進めることとしている（法的拘束力はなくなるが、議定書の批准国であることに変わりはない）。

日本、ロシア、カナダのような不参加国は、クリーン開発メカニズム（CDM：Clean Development Mechanism＝自国が途上国等と協力して、途上国等の荒廃地で植林事業を行うことなど）を使った途上国等での削減事業で生じた排出枠の取得は認められるが、排出枠の売買はできなくなる。

### 京都議定書 第二約束期間について

COP18で採択された改正京都議定書の枠組みでは、日本と共に第二約束期間への参加を見送ったロシアとカナダ、また大排出国の米国や中国等も参加していないため、延長へ参加する国々の総排出量は全世界排出量の15%弱と地球規模での温暖化対策という当初の目標からは大きく後退している。

2010年のエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量



### 今後について

COP18においては、2020年以降の新たな法的枠組みを2015年までに合意するために、2013年から国際交渉を開始するとの決定がなされた。

日本政府は、2013年11月にポーランド・ワルシャワで開催されるCOP19までに、温室効果ガスの排出量を1990年比で25%削減するとした目標をゼロベースで見直し、新たな目標を取りまとめることとしている。

【出典】

IEA. CO<sub>2</sub> emissions from fuel combustion 2012